

ゼロカーボン市区町村協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「ゼロカーボン市区町村協議会」(以下「協議会」という。)という。

(組織)

第2条 協議会は、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目標として掲げ、脱炭素社会への実現に向けた取組に賛同する市区町村(以下「会員自治体」という。)をもって組織する。

(目的)

第3条 協議会は、会員自治体における共通課題を調査研究するとともに、脱炭素社会の実現に向けそれぞれの地域が直面する課題への対応を検討し、国等への提言を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 脱炭素社会の実現に向けた政策研究及びこれに関連する課題等の研究
- 二 脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言
- 三 会員自治体相互の交流、連携等を図るための活動
- 四 その他協議会の目的達成に必要なこと

(役員)

第5条 別紙に記載する市区町村を、理事とする。

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長若干名

2 理事は、互選で会長及び副会長を定める。

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、これを代理する。

第8条 会長及び副会長の任期は、2年とする。但し、任期満了後においても後任者が決定するまでは、その職務を行うものとし、また、再任を妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び理事会とし、必要の都度会長がこれを招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

第10条 総会は、理事会の議を経た次に掲げる案件を議決する。

- 一 脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言に関すること
- 二 その他理事会において必要と認められた事項

2 会長は、至急を要する事項については、書面を送付して会員自治体の賛否を求め、総会に代えることができる。

第11条 理事会は、次に掲げる案件を議決する。

- 一 規約の制定及び改廃に関すること
- 二 会長及び副会長の選任に関すること
- 三 脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言に関すること
- 四 その他会長が必要と認めた事項

2 会長は、至急を要する事項については、書面を送付して理事の賛否を求め、理事会に代えることができる。

第12条 会議の議決は、出席または書面での構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(入退会)

第13条 2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目標として掲げている市区町村で協議会への参加を希望するものは、事務局への申し出を行うことにより、加入することができる。

第14条 協議会からの退会を希望する市区町村は、事務局への申し出を行うことにより、退会することができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の事務は、会長市区町村の職員が行う。

(規約の改正)

第16条 この規約を変更するときは、その都度理事会で決定するものとする。

(委任規程)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年2月5日から施行する。

別紙

岩手県 久慈市

岩手県 軽米町

茨城県 北茨城市

栃木県 那須塩原市

埼玉県 秩父市

千葉県 山武市

神奈川県 横浜市

神奈川県 小田原市

新潟県 佐渡市

富山県 立山町

長野県 白馬村

愛知県 豊田市

京都府 京都市

岡山県 真庭市

福岡県 北九州市

熊本県 熊本市